

議案第36号

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部改正について

次のとおり特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成30年2月22日

鳥取県知事 平井伸治

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例（平成12年鳥取県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税)

第6条 鳥取県企業立地等事業助成条例（平成25年鳥取県条例第8号）第2条第2号に規定する企業立地事業を行う者（平成35年3月31日までに当該企業立地事業の用に供する家屋又はその敷地である土地を取得し、同条例第4条に規定する企業立地事業補助金（以下「企業立地事業補助金」という。）の交付の決定を受けた者に限る。）について、当該家屋又はその敷地である土地の取得（第2条第1項、第3条、第4条第2項又は前条の規定の適用を受けることができる取得を除き、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第79条及び第80条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

(企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税)

第6条 鳥取県企業立地等事業助成条例（平成25年鳥取県条例第8号）第2条第2号に規定する企業立地事業を行う者（平成30年3月31日までに当該企業立地事業の用に供する家屋又はその敷地である土地を取得し、同条例第4条に規定する企業立地事業補助金（以下「企業立地事業補助金」という。）の交付の決定を受けた者に限る。）について、当該家屋又はその敷地である土地の取得（第2条第1項、第3条、第4条第2項又は前条の規定の適用を受けることができる取得を除き、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第79条及び第80条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。